

学校において予防すべき感染症と出席停止の期間の基準

令和5年5月8日から適用

徳島県立板野支援学校

	病名	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARS コロナウイルスであるものに限る) 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザ A ウィルス H5N1 であるものに限る)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ H5N1 を除く) ----- 百日咳 ----- 麻しん 流行性耳下腺炎 ----- 風しん 水痘 咽頭結膜熱 新型コロナウイルス感染症 (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る) ----- 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 ※ただし、病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで *本校では、発症した翌日から5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は、5日間の間適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ----- 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで ----- 主要症状が消退した後2日を経過するまで 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ----- 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ----- 病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 ----- 溶連菌感染症 ウィルス性肝炎 伝染性紅斑 手足口病 マイコプラズマ感染症、 ヘルパンギーナ 感染性胃腸炎 等	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで ----- 必要があれば、出席停止の措置をとることができる。出席停止を指示するかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における発生状況によって判断し、具体的には医師の指示のもとに措置をとる。

学校において予防すべき感染症と出席停止基準は、次のとおりです。

もしその病気にかかったときには、「治癒報告書」の書類をお渡しいたしますので、診察を受けた病院名を保護者が記入し、担任までご提出ください。

治癒報告書は、本校ホームページからもダウンロードできます。